

【事業の手引き】 医療機関等関係者の皆様へ 「令和7年度後期高齢者適正服薬支援事業」について【概要版】

当広域連合では、重複服薬等による薬物有害事象の発生等の防止により、被保険者の健康の保持増進を図るために、標記事業に取り組んでいます。各医療機関や薬局に、**対象となる被保険者から相談があった際は**、御対応くださるよう、御協力方よろしくお願いいたします。

〔鹿児島県後期高齢者医療広域連合業務課〕

対 象 者

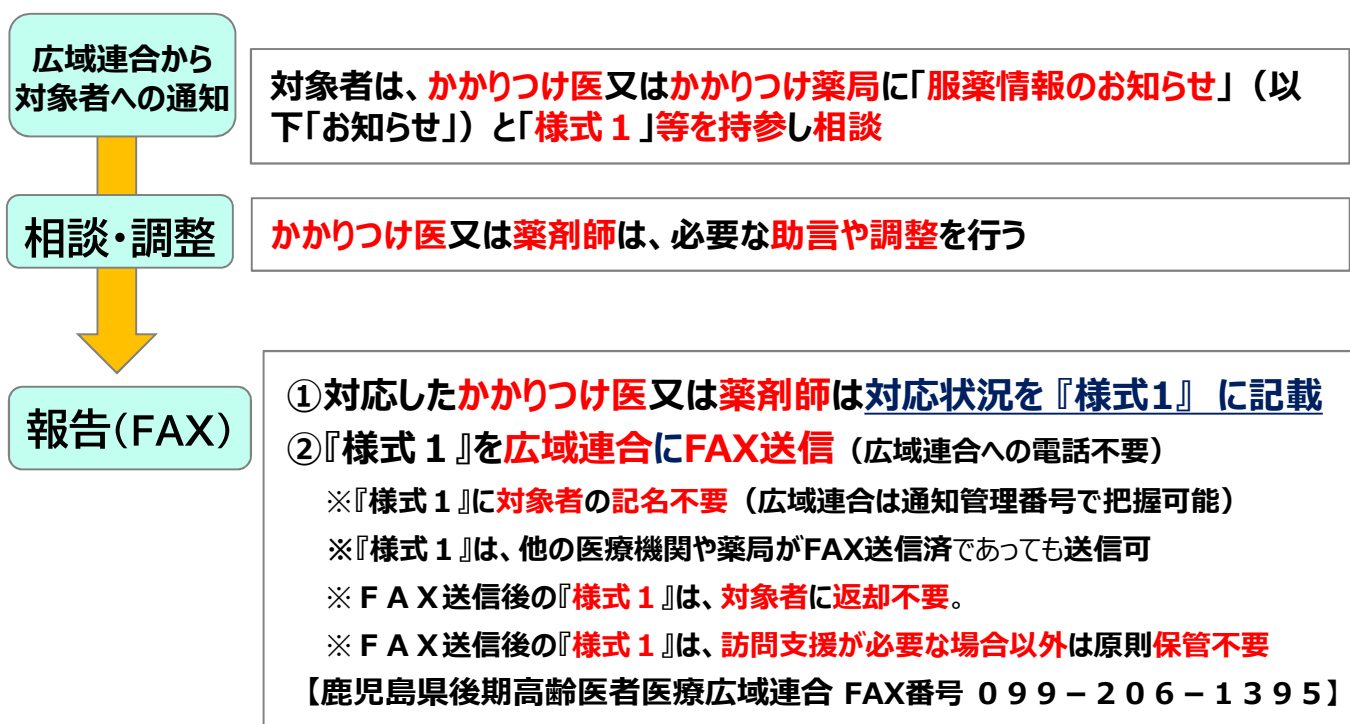
下記の①又は②の条件で内服薬が長期処方（**28日以上**）されている**75～84歳**の被保険者
※ただし、がんや指定難病の方は除く

- ① **2つ以上の医療機関**で長期処方の内服薬が**12種類以上**処方
- ② **2つ以上の医療機関**で**ベンゾジアゼピン系及び非ベンゾジアゼピン系の睡眠薬**処方

事業の流れ・方法

- (1) 相談に対応し、訪問支援が不要と判断（表面）
- (2) 相談に対応し、主治医が訪問支援が必要と判断（裏面）

(1)相談に対応し、訪問支援が不要と判断された場合の流れ



対応状況：「助言・調整により対応が終了」
「特に支援の必要なし」

対応終了

対応状況：「残薬確認等訪問による支援が必要」

裏面へ

(2)訪問支援が必要と判断された場合の対応の流れ

裏面

医療機関の主治医が、残薬確認等のために訪問が必要と判断し、本人または家族の同意を得て、広域連合に「様式1」で連絡があった際の対応

医療機関の対応

③医療機関が「残薬確認等訪問による支援が必要」と判断し、「様式1」を広域連合にFAX。「様式1」の裏面に本人または家族の同意を得る。

●広域連合から医療機関に「同意書郵送に用いる返信用封筒が届く

●医療機関が広域連合に同意書を郵送(返信用封筒使用)

⑥主治医は訪問薬剤師の訪問に際して、必要に応じて助言

⑦主治医は訪問結果を共有し、必要に応じて助言

地区薬剤師会・市町村の対応

④広域連合は地区薬剤師会(会長)及び市町村に連絡し訪問対応を依頼

⑤地区薬剤師会は訪問可能な薬剤師を選定し広域連合に連絡

●市町村は訪問対応者氏名を広域連合に連絡

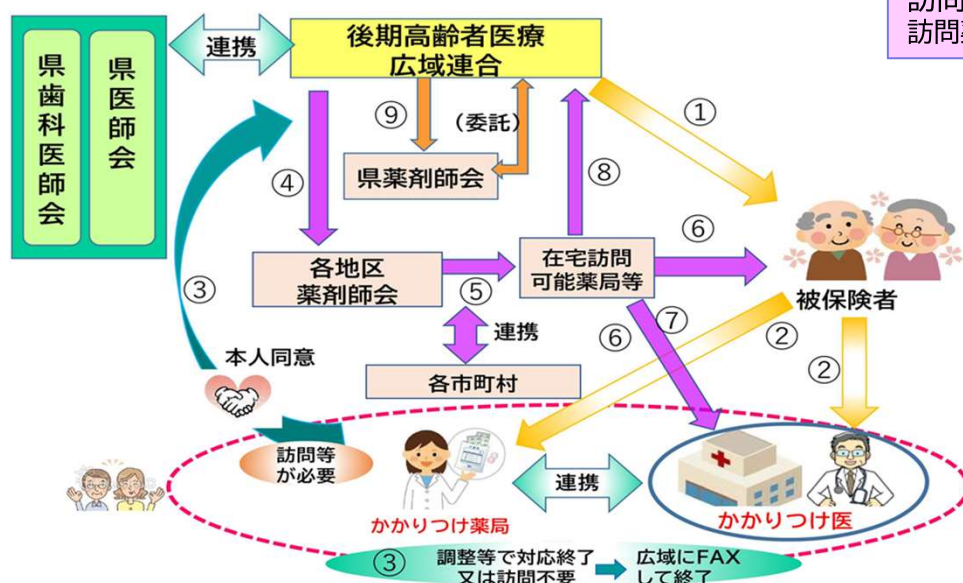
●広域連合は訪問薬剤師及び市町村担当者に訪問対応者名及び支援対象者の情報を連絡。
 ・市町村が同行困難な場合は、薬剤師による単独訪問
 ・訪問日程は相互に調整し、対象者へ連絡

⑥訪問薬剤師は訪問前に主治医に相談し留意点等を確認の上、支援対象者に訪問支援

⑦⑧訪問薬剤師は支援結果を「様式3」により、主治医及び広域連合に報告

⑨広域連合は訪問結果を取りまとめるとともに、県薬剤師会に訪問実績を報告(県薬剤師会から訪問薬剤師へ謝金支払い)

適正服薬支援事業の実施体制(県内全域実施イメージ図)



※上記丸囲み番号は、実施イメージ図に対応)